

情報公開審査会答申の概要

答申第 971 号（諮問第 1639 号）

件名：秘密文書登録 過去 10 年分（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 3 月 27 日

2 原処分

令和 2 年 7 月 22 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、「秘密文書登録 過去 10 年分（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）」の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 31 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 10 月 5 日

5 答申

令和 3 年 7 月 30 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件行政文書開示請求書には、「秘密文書登録 過去 10 年分」との記載があり、処分庁によれば、審査請求人は、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢署」という。）警務課員が持参した行政文書ファイル管理簿を閲覧しながら、行政文書開示請求書を記載したとのことである。そこで、当審査会において、

審査請求人が見たとされる行政文書ファイル管理簿を確認したところ、当該行政文書ファイル管理簿には、稲沢署が管理する行政文書ファイルの名称として秘密文書登録との記載があることが認められた。処分庁によれば、この秘密文書登録とは、警察本部主管課から秘密文書を収受する都度作成する秘密文書登録簿を保管する常用の行政文書ファイルであるとのことである。

審査請求書に、「私は、行政文書ファイル管理簿を見て、情報公開請求をした。」と記載されていること及び対象となる行政文書の特定についての審査請求人とのやりとりの経緯に係る弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、行政文書開示請求日から起算して、過去 10 年間に稲沢署において作成又は取得された秘密文書登録簿であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、平成 17 年 1 月 1 日に施行された愛知県警察行政文書管理規程（平成 16 年愛知県警察本部訓令第 27 号）の規定により、秘密文書を収受したときは、総合文書管理システムに登録することとなり、秘密文書登録簿を作成する根拠規定が消滅したことから、以後、本県警察における秘密文書登録簿の作成及び取得の事実はないとのことである。

また、処分庁によれば、稲沢署において調査した結果、行政文書開示請求日から起算して、過去 10 年間ににおいて作成し、又は取得した本件請求対象文書が稲沢署に存在しないことを確認したとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、行政文書開示請求日現在、稲沢署には秘密文書登録簿が存在しないので、本来であれば稲沢署の行政文書ファイル管理簿から、秘密文書登録という行政文書ファイルの記載を削除しておく必要があったとのことである。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。